

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H24.3.30 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県民生活部	男女参画・県民協働課	H23.4.1	男女共同参画ラジオ・ミニ講座制作放送業務委託	1,260,000	長崎市上町1-35 長崎放送株式会社 代表取締役 上田 良樹	離島地域を含め県内全域を聴取域に持つAMラジオ局は、県内においては、長崎放送(株)1者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
2	県民生活部	男女参画・県民協働課	H23.10.3	長崎県新しい公共支援事業委託(NPO法人会計基準説明会)	3,633,000	特定非営利活動法人 NPO ながさき	国が定める「新しい公共支援事業実施要領」に基づき、外部有識者を委員とした運営委員会が、公開プレゼンテーション審査(プロポーザル形式)で、事業の委託先として、企画の妥当性、実効性、業務執行体制等を助案し選定を行う。 運営委員会が選定した者と随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
3	県民生活部	男女参画・県民協働課	H23.10.3	長崎県新しい公共支援事業委託(異分野NPO等交流事業)	3,723,363	財団法人 ながさき地域政策 研究所	国が定める「新しい公共支援事業実施要領」に基づき、外部有識者を委員とした運営委員会が、公開プレゼンテーション審査(プロポーザル形式)で、事業の委託先として、企画の妥当性、実効性、業務執行体制等を助案し選定を行う。 運営委員会が選定した者と随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
4	県民生活部	男女参画・県民協働課	H23.10.3	長崎県新しい公共支援事業委託(寄附文化醸成事業)	4,837,980	財団法人 ながさき地域政策 研究所	国が定める「新しい公共支援事業実施要領」に基づき、外部有識者を委員とした運営委員会が、公開プレゼンテーション審査(プロポーザル形式)で、事業の委託先として、企画の妥当性、実効性、業務執行体制等を助案し選定を行う。 運営委員会が選定した者と随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H24.3.30 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
5	県民生活部	男女参画・県民協働課	H23.10.6	長崎県新しい公共支援事業委託(NPO等基盤整備事業)	4,938,150	社団法人中小企業診断協会 長崎県支部	国が定める「新しい公共支援事業実施要領」に基づき、外部有識者を委員とした運営委員会が、公開プレゼンテーション審査(プロポーザル形式)で、事業の委託先として、企画の妥当性、実効性、業務執行体制等を助案し選定を行う。 運営委員会が選定した者と随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
6	県民生活部	男女参画・県民協働課	H23.10.6	長崎県新しい公共支援事業委託(NPO等融資利用円滑化事業)	3,982,650	社団法人中小企業診断協会 長崎県支部	国が定める「新しい公共支援事業実施要領」に基づき、外部有識者を委員とした運営委員会が、公開プレゼンテーション審査(プロポーザル形式)で、事業の委託先として、企画の妥当性、実効性、業務執行体制等を助案し選定を行う。 運営委員会が選定した者と随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
7	県民生活部	男女参画・県民協働課	H23.10.7	長崎県新しい公共支援事業委託(市民ファンド(県民ファンド)具体案創出)	3,780,000	一般社団法人ナガサキベイ デザインセンター	国が定める「新しい公共支援事業実施要領」に基づき、外部有識者を委員とした運営委員会が、公開プレゼンテーション審査(プロポーザル形式)で、事業の委託先として、企画の妥当性、実効性、業務執行体制等を助案し選定を行う。 運営委員会が選定した者と随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
8	県民生活部	人権・同和対策課	H23.4.1	人権・同和問題に関する啓発相談業務委託	10,000,000	長崎市上銭座町2-7 部落開放同盟長崎県連合会 委員長 山口 渉	同和問題をはじめとした人権問題の解決等を目的とした各種啓発指導事業を実施するものであり、県民、学校・社会教育関係者、企業・団体職員などを対象とした啓発活動の推進等の業務内容を実施することができるのは当連合会だけである。	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H24.3.30 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9	県民生活部	人権・同和対策課	H23.4.1	平成23年度人権啓発活動委託	2,000,000	長崎市桜町2-22 長崎市 長崎市長 田上 富久	この事業は法務省の人権啓発活動地方委託要綱に基づくもので、各市町より、法務省へ実施計画書の提出を行い実施内容の決定がなされている。	第167条の2 第1項 第2号
10	県民生活部	人権・同和対策課	H23.4.1	平成23年度人権啓発活動委託	1,700,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市 佐世保市長 朝長 則男	この事業は法務省の人権啓発活動地方委託要綱に基づくもので、各市町より、法務省へ実施計画書の提出を行い実施内容の決定がなされている。	第167条の2 第1項 第2号
11	県民生活部	人権・同和対策課	H23.9.15	第12回ながさき人権フェスティバル開催運営業務委託	3,360,000	長崎市五島町5番17号 株式会社 一広 代表取締役 池永 秀敏	本事業は、同和問題を含む様々な人権課題の解決に向けた取組の一環であり、県民に対し、人権問題について正しい理解と認識を深めるために、楽しくわかりやすいイベントを開催するものであるため、イベントの質やプログラム企画が重要で、価格だけの競争入札ではその目的を達成できず、内容により事業効果が高まるとの判断をしたため。	第167条の2 第1項 第2号
12	県民生活部	人権・同和対策課	H23.9.28	平成23年度「同和問題啓発強調月間」啓発広報業務委託	3,622,500	長崎市五島町5番17号 株式会社 一広 代表取締役 池永 秀敏	本事業は、同和問題をはじめとする人権問題について県民の正しい認識と理解を深めるために、効果的な啓発広報を実施するための企画・実施できることが重要で、価格だけの競争入札ではその目的を達成できず、内容により事業効果が高まるとの判断をしたため。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H24.3.30 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
13	県民生活部	生活衛生課	H23.4.1	平成23年度犬捕獲抑留等業務委託	42,765,313	大村市西三城町51番地 有限会社 長崎県畜犬愛護指導協力会 代表取締役 深田良隆	狂犬病予防法違反犬の捕獲、抑留、殺処分、焼却後の骨灰の処理など、公衆衛生業務の一つとして欠くことのできない業務だが、咬傷事故や感染症の罹患の恐れがあることから、一般に敬遠される業務であり、かつ、一定の技術・経験が不可欠な業務であるため、本業者以外に県内で業務を遂行できる者がいないため、また、動物の適正飼養管理業務も含まれており、遂行にはより専門性が求められている。	第167条の2 第1項 第2号
14	県民生活部	生活衛生課	H23.5.17	残留農薬検査業務委託契約	59,800円 / 検体 (単価契約)	西彼杵郡長与町高田郷 3640-3 社団法人 長崎県食品衛生協会 会長 徳永清隆	この事業の目的は県民の食品に対する不安感を払拭し、安全確保を図ることであるが、高度な理化学検査である食品の残留農薬検査は行政処分が伴うため、検査の信頼性が確保される食品衛生法第33条の基準を満たす登録検査機関でなければならない。加えて、検査の効率、有効性、陽性事例対応などを考慮した場合、極力検体搬入から検査結果判明までの時間を短縮しなければならない。以上のことから、県内唯一の登録検査機関である(社)長崎県食品衛生協会と随意契約とすることが妥当である。	第167条の2 第1項 第2号
15	県民生活部	生活衛生課	H23.8.5	平成23年度油症被害者骨密度測定検査、心電図検査並びに腹部超音波検査業務委託契約	10,300円/人 (単価契約)	諫早市多良見町化屋986番地3 財団法人 長崎県健康事業団 理事長 蒔本 恭	測定機材を積んだ検診車と検査技師をセットで借り上げて、検診会場で骨密度検査、心電図検査並びに腹部超音波検査を実施できる業者は、県内では(財)長崎県健康事業団のみであるため	第167条の2 第1項 第2号
16	県民生活部	生活衛生課	H23.8.17	平成23年度カネミ油症被害者の血液検査業務委託契約	18,300円/人 (単価契約)	東京都立川市曙町2丁目41番地19号 株式会社 エスアールエル 代表取締役 小川 真史	油症検診は厚生労働科学研究費補助金により研究代表者である全国油症治療研究班長が各自治体に業務を委託し実施されており、その検査結果は油症被害者の治療研究の基礎資料であり、統計的なデータ分析が行われている。 委託者である全国油症治療研究班長から、検査業者について、受診者数が当県と並んで最も多い福岡県と同じ業者((株)エスアールエル)で検査するよう指示があっているため1者による随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H24.3.30 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
17	県民生活部	生活衛生課 (諫早食肉衛生検査所)	H23.8.17	質量分析装置保守点 検業務委託	875,000	諫早市多良見町化屋1781 - 1 正晃株式会社長崎営業所 所長 山田 宣博	当該機種に関する専門性、取替え部品の調達、正確かつ迅速な対応が必要であることから製造メーカーでなければ対応できず、かつ当メーカーは代理店制度をとっており、当該機種の県内における代理店は正晃株式会社であるため同会社と契約した。	第167条の2 第1項 第2号
18	県民生活部	生活衛生課	H23.11.2	油症の治療等に関する 研究委託	1,150,000	長崎油症研究班 班長 宇谷 厚志	本契約は、油症の治療法に係る専門的な調査研究に関する委託業務であり、実施にあたっては油症に関しての医学的・疫学的な専門知識を必要としている。 長崎油症研究班は、長崎大学病院を中心とした医師らで組織され、油症の診断及び治療に関して油症発生当時から研究を進めており、その成果は関係方面から高く評価されている。また、県内において、長崎油症研究班以外に油症に関しての研究は行われていない。	第167条の2 第1項 第2号
19	県民生活部	食品安全・消費生活課 (計量検定所)	H23.4.1	特定計量器検査等業務 委託	12,893,000	長崎市銭座町3-3 社団法人 長崎県計量協会 会長 中村 末幸	社団法人長崎県計量協会が、当該業務を委託できる本県唯一の指定定期検査(計量証明検査)機関であるため。	第167条の2 第1項 第2号
20	県民生活部	食品安全・消費生活課	H23.11.1	食品の安全・安心と食育の ホームページのリニューアル 業務委託	2,053,800	長崎市樺島町9-3 株式会社 データウェーブ 代表取締役 阿字野 仁	この事業は、食品関連事業者やあらゆる世代の方に見ていただける閲覧しやすいホームページを作成するためのもので、デザイン性・機能性を向上し、高齢者・障害者にも配慮した改善が必要なため、公募型プロポーザルを実施、審査の上、最適業者を選定した。提案書の提出のあった6者から企画内容の説明を受けたあと、審査を行い、適正業者1者を選定した。	第167条の2 第1項 第2号

平成23年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県民生活部

H24.3.30 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	県民生活部	食品安全・消費生活課	H23.11.21	消費者トラブル防止広報強化月間啓発広報業務委託	9,900,000	長崎市桜町8-24 (株)プラネット 代表取締役社長 長本多孝介	テレビ、ラジオ、新聞、車両広告のほか新たな啓発手法等様々な広報媒体を活用し、若者から高齢者まで幅広い年層を対象として、県内一円に相談窓口の周知を図るための効果的な啓発広報を行うため、広告代理店5者による企画コンペを実施し最適業者を選定した。	第167条の2 第1項 第2号
22	県民生活部	男女参画・県民協働課	H24.3.2	長崎県新しい公共支援事業委託(NPO活動広報業務)	1,900,000	長崎市茂里町3番1号 株式会社 長崎新聞社 代表取締役社長 本村 忠廣	NPO、ボランティア活動とは何か、を県民に広くPRし、県民に活動の理解を深めて貰うために、県下全域を発行エリアとし、発行部数が最も多く、今回の事業をより効果的なPRが可能な「長崎新聞」に掲載することが適当であるため随意契約を行うものとする。	第167条の2 第1項 第2号